

憲法いの現在ま

OBA MJ 連載

《 憲法問題特別委員会だより 》

第67回 近弁連人権擁護大会シンポジウム第1分科会 長谷部恭男教授の講演より

憲法問題特別委員会 委員 藤木 邦 顕

1. 立憲主義と平和主義



長谷部教授の講演のテーマは、「立憲主義と平和主義」である。その内容は、近代立憲主義とはなにかという総論部分と、平和主義に関わる部分に大別された。

2. 近代立憲主義・国家と憲法

事前に、シンポ参加者が必ずしも法律家とは限らないことをお伝えしていたので、原理的な導入もしていただいた。「国家はわれわれの頭の中にしか存在しない」「国家が行動するためには、個人の行動を国家の行動とするための約束事が必要」など国家論・憲法論の根本を簡潔に指摘された。さらに、近代立憲主義と古代中世国家における立憲主義を画するのは、「この世に根源的に対立する多様な価値観・世界観があることを認めるか否か」であるとクリアな概念付けをされる。この概念規定は、近代立憲主義の内容につながり、価値観世界観の根源的対立があるなかで人間らしい社会生活を送るには、「公と私」を区分し、私的な領域では各自が選ぶ価値観にしたがって自由に生きるが、公的領域では社会全体の利益の実現のために協力するという原理が定立される。そして、私的領域では各人の自由と権利が保障され、公的領域では、民主的な政治決定のシステムが定められることとなる。

近代立憲主義とは、人権保障のために権力を憲法によって制限し、その制限を実効あらしめるために権力分立のシステムがとられるとの説明が多い。長谷部教授は、さらに遡って、なぜ人権保障という考えが生まれ、一方で民主政治のシステムが生まれたのかという根本的なところを指摘されたものであった。

3. 9条と平和主義

長谷部教授は、ジャン・ジャック・ルソーや、ホブズを引いて、人は国家を構成することで「万人の万人に対する戦争状態は終結する」というが、国家同士は依然戦争状態であり、人民武装か集団的安全保障か自発的な憲法原理の変更が対処法であるとされる。

教授は当然ご承知のことと思われるが、現代において国際法上戦争は違法とされている。ただし、アフガン・イラクでの戦争やクリミア併合など、現代の戦争に国際社会が有効に対処できているかという問題はあり、同教授の指摘される「人為的構成体である国家に自然の境界はなく、支配権拡張と安全保障への欲求がある」のは、残念ながら現代にも通じるものである。

4. 集団的自衛権について

同教授は、このような認識をもとに、憲法9条2項は自衛のための実力の保持を全面的に禁止しているのかとの問題提起をされた。それは、私的領域での個人の価値観を公益の審議決定の領域に侵入させていないかという問題意識からくるものである。しかしながら、9条は集団的自衛権の行使を容認するものではなく、1972年の政府見解と論理的整合性をもたないと指摘された。集団的自衛権行使容認について、よく「我が国を取り巻く安全保障環境が変化した」というが、どう変化したのか説明がない。本当に安全保障環境が悪化しているのであれば、なぜ限られた日本の防衛力を地球全体に拡散するのかという同教授のご指摘は全くもつともなところである。また、長谷部教授は、世界で9番目に安全な国である日本が、安全度162番目、シリアに次いで危険な国である南スーダンに警護しに行く不思議を指摘された。

憲法学の第一人者である長谷部教授のお話は、概念規定と論理が鋭く、近弁連人権擁護大会シンポにふさわしいものであった。